

神戸市告示第 716 号

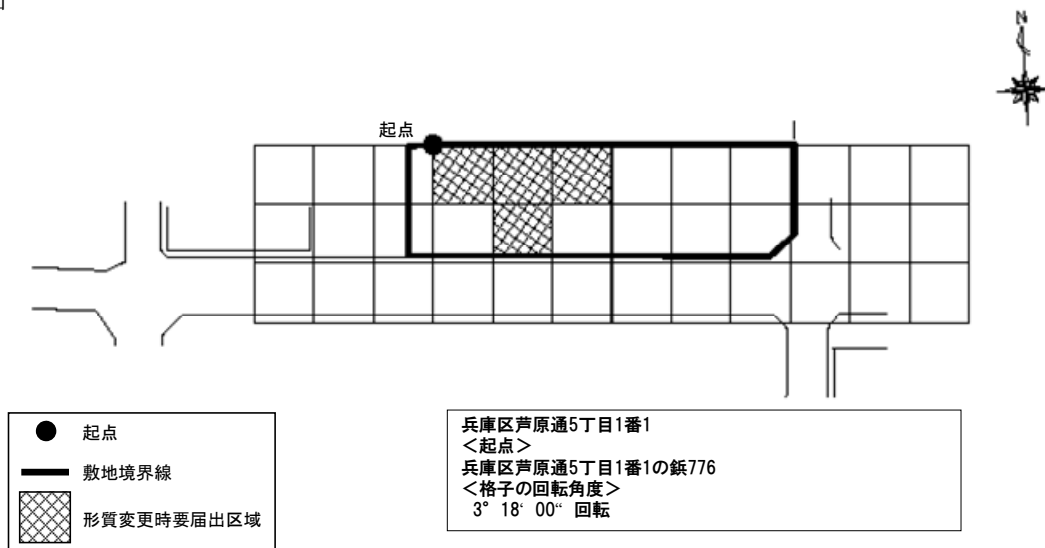
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時  
要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

平成 23 年 3 月 29 日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 一部の指定を解除する区域（別図のとおり）  
兵庫区芦原通 5 丁目 1 番 1 の一部（387 m<sup>2</sup>：4 単位区画）
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

別図



※格子の回転角度  
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。